

水戸市農政推進協議会 次第

日 時：平成28年8月24日（水）
午後1時30分～
場 所：本庁舎南側臨時庁舎
2階 農業委員室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 あいさつ
- 4 副会長の選出について
- 5 諮 問
- 6 議 事
諮問第1号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（案）について
報告第1号 「水戸市農業基本計画（第4次）」の進捗状況について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

4 副会長の選出について

水戸市農政推進協議会 副会長

任期：平成28年8月24日～平成28年8月31日

	氏名	所属
副会長		

【抜粋】

水戸市農政推進協議会条例

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

○水戸市農政推進協議会条例

昭和 62 年 3 月 30 日

水戸市条例第 24 号

改正 平成 3 年 12 月 25 日条例第 52 号

平成 4 年 9 月 22 日条例第 28 号

(設置)

第 1 条 農林行政を円滑に推進するため、水戸市農政推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 農林計画の策定に関する事。
- (2) 農林行政の推進に関する事。
- (3) 農林振興対策に関する事。
- (4) その他必要と認める事項に関する事。

(組織)

第 3 条 協議会は、関係機関、団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する 25 人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、産業経済部において行う。

(補則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 3 年 12 月 25 日条例第 52 号)

この条例は、平成 4 年 3 月 3 日から施行する。

付 則(平成 4 年 9 月 22 日条例第 28 号)

この条例は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

水戸市農政推進協議会 委員名簿

No	氏 名	選出区分	所 属
1	八木岡 努	農業団体	水戸農業協同組合代表理事組合長
2	栗原 文隆	議会	水戸市議会産業水道委員会委員長
3	小川 勝夫	議会	水戸市議会産業水道委員会副委員長
4	笹沼 恭一	農業団体	水戸市農業委員会会長
5	市村 正司	農業団体	水戸市農業委員会農政部会長
6	渡辺 隆文	農業団体	水戸市農業委員会農地部会長
7	諸澤 俊彦	行政機関	茨城県県央農林事務所企画調整部門長
8	大塚 毅	行政機関	茨城県県央農林事務所経営・普及部門長
9	高安 實	農業団体	水戸市土地改良区連絡協議会会長
10	山口 康彦	農業団体	茨城北酪農業協同組合代表理事組合長
11	岡崎 一美	農業団体	水戸農業協同組合常務理事
12	深谷 泉	農業団体	内原地区農業経営研究会会長
13	中村 俊一	農業団体	水戸市そ菜園芸生産出荷団体連絡協議会会長
14	小川 廣巳	農業団体	水戸農業協同組合常澄園芸生産部会連絡協議会会長
15	園原 宗憲	農業団体	水戸農業協同組合内原生産対策協議会会長
16	栗原 正彦	農業団体	水戸農業協同組合水戸地区園芸生産部会部会長
17	山崎 仁志	農業団体	水戸農業協同組合青年部水戸支部長
18	軍地 美代	農業団体	水戸農業協同組合女性部水戸支部長
19	雨谷 克己	農業団体	水戸市認定農業者会会長
20	海野 誠司	農業団体	水戸市農業後継者クラブ会長
21	小山 幸子	生産者	女性農業士
22	吉澤 清子	生産者	女性農業士
23	谷萩 八重子	消費者団体	内原町くらしの会会長

